


第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）
における調査票記入要領（案）

○ 病院調査票記入要領	1
○ 一般診療所調査票記入要領	17
○ 歯科診療所調査票記入要領	31
○ 保険薬局調査票記入要領	45

平成21年6月 医療経済実態調査

病院調査票 記入要領


厚生労働省
中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（病院等調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の病院を対象とします。ただし、開設者が医療機関であるもの（特定機能病院及び歯科大学病院は除く。）、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、原簿病院、自衛隊病院等の特殊な病院は除外します。

(2) 調査の客体

調査対象となる病院を、介護療養施設サービス事業実施の有無別、病床数が200床以上・未満別、院外処方の有無別、地域別、病院種別及び開設者別に層化し、特定機能病院、歯科大学病院及び小児科病院（小児総合医療施設）については1/1、その他については1/5を無作為に抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了した最近の事業年（歴）について実施します。

5 調査票の項目

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 租税公課等

6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成21年7月〇日までに必要するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒109-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

II 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や業務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医療と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医療に利用される部分とをできるだけ正確に把握し、記入してください。
また、看護師養成事業等の附属事業に関するものは医療関係分に含めてください。
- (3) 本院、分院等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより区分して、調査対象となった施設のみ記入してください。
- (4) 病院として調査対象となったが、休・廃止した場合、あるいは診療所となった場合は、その旨及びその年月日を、調査票の裏紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】
フリーダイヤル 0120-00-0000
フリーダイヤルFAX 0120-xx-xxxx
受付時間 平日 ΔΔ:ΔΔ~ΔΔ.ΔΔ

○ この調査票は、特に示してあるもの以外は、平成21年6月30日現在の事実について記入してください。

1 病院の開設者	<p>1 国 立 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構が開発する病院、国立高度専門医療センター、連携病院のことです。</p> <p>2 公 立 都道府県立、市町村立、地方独立行政法人のことです。</p> <p>3 公 的 日赤、済生会、北海道社会事業協会、陸生連、国民健康保険団体連合会のことです。</p> <p>4 社会保険関係 全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合のことです。</p> <p>7 その他の法人 公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社など1〜6に該当しない法人のことです。</p>
2 病床の状況	許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を病床種別ごとに記入してください。
3 地方の状況	平成21年6月1日から平成21年6月30日の期間内の処方せん料の算定(院外処方)の回数及び地方の算定(院内処方)の回数を記入してください。
8 直近の事業年(度)	平成21年3月末までに終了した直近の事業年(度)を記入してください。なお、今後、直近の事業年(度)とあるものについては、ここに記入した期間が対象になります。 個人立病院については、記入の必要はありません。

「第2 損益」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票には、特に示してあるもの以外は、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に提供した医療及び介護に関連するすべての収益(支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む)と、これに対応するすべての費用(未払分を含む)を記入してください。
ただし、家計分は含めなくてください。
- 「直近の事業年(度)」の欄の記入にあたっては、当該年(度)の損益計算書の数字を基礎としてください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該病院のみを推計して記入してください。

1 医療収益

1 入院診療収益 (患者負担含む) 【調査票①⑥⑧】	<p>入院患者の医療に係る収益で、次の(1)〜(3)までの収益の合計額を記入してください。</p> <p>(1) 健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額などによる収益</p> <p>(2) 公費医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などによる収益</p> <p>(3) 自費診療、特別メニューの食事など(ただし、特別の療養環境収益に係るものは除く)による収益</p>
2 特別の療養環境収益 【調査票⑦⑧⑨】	入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額を記入してください。
3 外来診療収益 (患者負担含む) 【調査票⑩⑪⑫】	<p>外来(往診を含む)患者の医療に係る収益で、次の(1)〜(3)までの収益の合計額を記入してください。</p> <p>(1) 健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額などによる収益</p> <p>(2) 公費医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などによる収益</p> <p>(3) 自費診療などによる収益</p>
4 その他の医療収益 【調査票⑬⑭⑮】	<p>次の(1)〜(4)までの収益の合計額を記入してください。</p> <p>(1) 保健予防活動収益 各々の健康診断、予防接種など集団的保健予防活動による収益</p> <p>(2) 医療相談収益</p>

II 介護収益

1 施設サービス収益 【調査票⑯⑰⑱】	<p>施設サービスに係る収益(短期入所療養介護を除く)で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。</p> <p>また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。</p>
2 居宅サービス収益 【調査票⑲⑳㉑】	<p>居宅サービスに係る収益(短期入所療養介護を含む)で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。</p> <p>また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。</p>
(うち)短期入所療養介護分 【調査票㉒㉓】	上記居宅サービス収益のうち、「短期入所療養介護」による収益の金額を記入してください。
3 その他の介護収益 【調査票㉔㉕】	<p>文書料など上記の科目に属さない介護収益について記入してください。</p> <p>保険等査定額については、直近の事業年(度)実績及びその1/2の額を、この欄から減算し調整してください。</p>
III その他の収益 【調査票㉖㉗㉘】	<p>1 受取利息及び配当金 【調査票㉙】</p> <p>2 その他の収益 【調査票㉚㉛㉜】</p> <p>有価証券売却益、患者外給食収益、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書の文書料などによる収益を記入してください。 なお、補助金・負担金等による収益はこの欄ではなく、調査票〇頁の「VII 補助金・負担金等」の欄に記入してください。</p>
IV 医薬・介護費用 【調査票㉝㉞】	「I 医療収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。

1 材料費	
(1) 医薬品費 【調査票②⑨(14)欄】	費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 医薬品費とは、投薬用薬品、注射用薬品(血液、血液製剤類を含む)、試薬、造影剤、外用薬、外科用薬剤の費消額をいいます。
(2) 診療材料費・医療消耗器具備品費 【調査票②⑨(15)欄】	(1) 診療材料費 レントゲンフィルム、酸素、ギブス粉、包帯、カーゼ、絆合糸、絆など1回ごとに消費するものの費消額をいいます。 (2) 医療消耗器具備品費 ① 注射器・筒、ゴム管、体温計、シャワーレ、聴診器、血圧計、担子庫、歯科用の石膏、印象材などの診療用具で使用を開始したものの費消額(払出額)をいいます。 ② 食器、ざる、食缶、鍋など患者給食用具で使用を開始したものの費消額(払出額)をいいます。
(3) 歯科材料費 【調査票②⑨(16)欄】	歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用接着・接着材料などの費消額をいいます。
(4) 給食用材料費 【調査票②⑨(17)欄】	費消した患者給食のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。
2 給与費 【調査票③⑧欄】	「第3 給与」の①の欄の金額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
3 委託費 【調査票③⑧(19)欄】	検査、給食、寝食、医療用洗剤、歯科検診、医療事務、清掃、経理、整備などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。
4 設備関係費 【調査票③⑧(20)欄】	支払った金額などを記入してください。 「設備関係費」に該当する費目は「参考資料1」の①の欄を参考にし、その合計額を記入してください。
(うち)減価償却費 【調査票③⑧(21)欄】	建物、建物附属設備、医療用器械備品、車輛船などの減価償却費で、直近の事業年(度)実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
(うち)建物減価償却費 【調査票③⑧(22)欄】	建物の減価償却費で、直近の事業年(度)実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
(うち)医療機器減価償却費 【調査票③⑧(23)欄】	医療機器の減価償却費で、直近の事業年(度)実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
(うち)土地賃借料 【調査票③⑧(24)欄】	土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料を記入してください。
5 雑費 【調査票③⑧(25)欄】	支払又は費消した金額を記入してください。 「雑費」に該当する費目は「参考資料2」の①の欄を参考にし、その合計額を記入してください。

6 その他の医薬・介護費用 【調査票③⑧(26)欄】	研究開発費(研究材料の費用、研究開発用圖書の購入費、学会への参加費など)や本部費・本部役員報酬に係る費用で病院の負担に属する額などを記入してください。
V その他の費用 【調査票③⑧(27)欄】	
1 支払利息 【調査票③⑧(28)欄】	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、直近の事業年(度)実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
2 その他の費用 【調査票③⑧(29)欄】	有価証券売却損、患者外給食材料費、貸倒損失などの費用で、上記の科目に含まれないものを記入してください。
VI 特別損失 【調査票③⑧(30)欄】	直近の事業年(度)実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
1 特別利益 【調査票③⑧(31)欄】	固定資産売却益などの特別利益(補助金・負担金等を除く)を記入してください。
2 特別損失 【調査票③⑧(32)欄】	固定資産売却損などの特別損失を記入してください。
VII 補助金・負担金等 【調査票③⑧(33)～(35)欄】	国、地方公共団体、系統機関などからの補助金・負担金等の交付金や人件費補助、運営費補助、設備費補助の交付目的によって区分し、直近の事業年(度)実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。

「第3 給与」の記入要領 (調査票③頁)

- この調査票は、平成21年6月及び直近の事業年(度)の常勤職員に係る給与等について記入してください。
- 個人立病院で、青色事業専従者として給与を支給している者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員 【調査票③⑧(36)欄】	常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。
1 給料 【調査票③⑧(37)～(41)欄】	
人 員 【調査票③⑧(37)～(41)欄】 【調査票③⑧(37)欄】	平成21年6月及び直近の事業年(度)に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 個人立病院で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。
給 料 【調査票③⑧(38)～(41)欄】 【調査票③⑧(38)欄】	平成21年6月及び直近の事業年(度)に常勤職員に支給した現金給与額(税込)の職種区分毎の総額を記入してください。 個人立病院で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。 給料(本俸又はこれに準ずるもの)には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労務の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。 また、職員のうち符號師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。 なお、年俸制を採用されている者については、平成21年6月現在の年俸の1/12の額と平成21年6月に支給した諸手当とを合算した額及び直近の事業年(度)の年俸と当該年(度)に支給した諸手当とを合算した額を記入してください。
病院長	個人立病院の開設者でない病院長、個人立病院以外の病院長について記入してください。 個人立病院の開設者である病院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。
看護職員	保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。
看護補助職員	看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者(介護者)をいいます。
医療技術員	診療放射線技師、臨床検査技師、検査士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療にかかわる専門技術員をいいます。
技能労務員・労務員	電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない労務員・補助員、労務員をいいます。

役 員	医療法人立などの病院の理事長、理事、監事等主として役員としての業務に従事している者をいいます。 理事(長)兼病院長の場合は「病院長」、理事兼専従者の場合は「専務職員」の欄に記入してください。
II 賞与 【調査票③⑧(42)～(43)欄】	常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金をいいます。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
人 員 【調査票③⑧(44)～(45)欄】	直近の事業年(度)に賞与、期末手当等の一時金を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 個人立病院で、青色事業専従者として賞与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。
賞 与 【調査票③⑧(46)～(48)欄】	直近の事業年(度)に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。 個人立病院で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入してください。
III 給与等の内訳	
非常勤職員給料 【調査票③⑧(49)欄】	平成21年6月及び直近の事業年(度)に非常勤職員以外の者に支給した現金給与額(税込)の総額を記入してください。
賞与支給額 【調査票③⑧(50)欄】	直近の事業年(度)に職員(非常勤職員を含む)に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
退職給付費用 【調査票③⑧(51)欄】	直近の事業年(度)に支給した退職金の総額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
法定福利費 【調査票③⑧(52)欄】	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) 平成21年6月及び直近の事業年(度)に支給した給付に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当給付金の事業主負担額 (2) 直近の事業年(度)に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当給付金の事業主負担額及びその1/12の額 (3) 直近の事業年(度)に支払った労働保険料(雇用保険、労災保険)の事業主負担額及びその1/12の額
給与等等の合計 【調査票③⑧(53)欄】	この欄の金額を「第2 指針」の「2 給与」の欄に記入してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票の記入にあたっては、個人立病院は平成20年12月31日現在、個人立以外の病院は直近の事業年(度)の貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の病院の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、償却率、従事者数の割合など、調査対象となった病院分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を併せて推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 【調査票①欄】	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 【調査票②欄】	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 【調査票③欄】	創業費(法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開業準備のための費用)、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 【調査票④欄】	経常的な活動によって生じた貸借金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 【調査票⑤欄】	地方債(企業債を含む)及び公債、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金のうち期間が1年を超えるもの、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。 なお、地方債による長期借入金を借入資本金として整理している場合についても、この欄に含めて記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、特に示してあるものほかは、直近の事業年(度)の金額を記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額を記入してください。

「租税公課等(直近の事業年(度)の年額)」	
租税公課 【調査票①欄】	次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。 (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(医師会費など)、献金
損害保険料 【調査票②欄】	火災保険料、病院賠償責任保険料(損害保険会社に直接支払う保険料)、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。 なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。
寄付金 【調査票③欄】	金銭その他の財産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。
「税金(直近の年(度)の年額)」	所得税などの税務申告が、本院、分統の総理をまとめた形で行われている場合には、 <u>税金総額を利益(医療収益-医療費用)金額の割合で按分し、調査対象となった病院分の負担額を記入してください。</u> この按分が不可能な場合は医療収益額、職員数などを用いて計算してください。
所得税・法人税 【調査票④欄】	個人立病院は記入の必要はありません。 個人立以外の病院は直近の事業年(度)の法人税確定申告書の「 <u>法人税額計</u> 」の金額を記入してください。
住民税 【調査票⑤欄】	個人立病院は記入の必要はありません。 個人立以外の病院は直近の事業年(度)の住民税確定申告書の「 <u>年税額</u> 」「 <u>法人税額</u> 」+「 <u>均等割額</u> 」の金額を記入してください。
事業税 【調査票⑥欄】	個人立病院は記入の必要はありません。 個人立以外の病院は直近の事業年(度)の「 <u>事業税確定申告書</u> 」の「 <u>合計事業税額</u> 」の金額を記入してください。
「通勤手当(直近の事業年(度)の年額)」	通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

参考資料 1

「設備関係費」について (調査票〇頁)

- 「第2 損益」の「IV 医療・介護費用」のうち、「4 設備関係費」に含まれる費目は、次のとおりです。
- なお、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年(度)実績の1/12の額としてください。

減価償却費	建物、建物附属設備、医療用器械備品、車輜船舶などの減価償却費
設備器械賃借料	設備、器械の使用料(リース料、レンタル料)
土地賃借料	土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料
建物賃借料	建物、構築物(門、へいなど)を賃借することにより所有者に対して払う賃料
修繕費	有形固定資産に損傷、腐蝕、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用。(固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。)
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の固定資産の保有に係る租税公課。ただし、車両関係費に該当するものを除く。
器械保守料	器械の保守契約に係る費用
器械設備保険料	施設設備に係る火災保険料等の費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
車両関係費	救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料、車両検査、自動車損害賠償責任保険、自動車税等の費用

参考資料 2

「経費」について (調査票〇頁)

- 「第2 損益」の「IV 医療・介護費用」のうち、「5 経費」に含まれる費目は、次のとおりです。
- なお、*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年(度)実績の1/12の額としてください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び従事者に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費 *	従業員に支給又は貸与する白衣、防護衣、診療衣、作業衣などの費用
通信費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費	カルテ、検査依頼、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの消費額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの消費額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
会議費	運営委員会など院内管理のための会議の費用
光熱水費 *	電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用。ただし、救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料に係るものは除く。
保険料 *	生命保険料、病院賠償責任保険料など保険契約に基づく費用。ただし、福利厚生費(上記参照)、器械設備保険料(〇頁参照)及び車両関係費(〇頁参照)に該当するものを除く。
交際費 *	接待費及び慶弔など交際に関する費用
諸会費 *	各種任意団体に對する会費、分担金などの費用
租税公課 *	(1) 事業税、消費税、印紙税、登録免許税などの租税で原則として税法上損金に算入されるもの。

ただし、固定資産税等（○裏参照）及び 車両関税費（○裏参照）に
 該当するものを除く。
 (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費
 など）、献金

徴収不能損失 * 徴収不能損失引当金（貸倒引当金）への繰入額
 送 費 寄付金など上記の科目に属さない費用

平成21年6月 医療経済実態調査

一般診療所調査票 記入要領



厚生労働省
 中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（一般診療所調査票）

I 調査の概要

- 1 調査の目的
 病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、
 社会保険診療報酬に関する基礎資料を基盤することを目的とします。
- 2 調査の対象及び客体
 (1) 調査の対象
 社会保険による診療を行っている全国の一般診療所を対象とします。ただし、特定人のた
 めに開設されている閉鎖的なもの、刑務所、船内等に設置される一般診療所等は除外します。
 また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター及び夜間診療所等も除外します。
 (2) 調査の客体
 調査対象となる一般診療所を、病棟の有無別、有床については入院患者の有無別、主たる
 診療科別、有床については介護療養施設サービス事業の有無別、院外地方の有無別、地域別
 に格化し、それぞれ無作為に1/25を抽出して客体を選定します。
- 3 調査の主体
 中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。
- 4 調査の時期
 平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了
 した直近の事業年（度）について実施します。
- 5 調査票の種類
 (1) 第1 基本データ
 (2) 第2 損益
 (3) 第3 給与
 (4) 第4 資産・負債
 (5) 第5 租税公課等
- 6 調査の方法
 医療機関の管理者が記入します。
- 7 調査票の提出期限
 調査票は、平成21年7月〇日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に発送
 してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
 厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

「第1 基本データ」の記入要領 (調査票〇頁)

II 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用されるものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事項については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医業と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医業に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
- (3) 本院、分院等の関係にあって、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより核分して、調査対象となった施設のみ記入してください。
- (4) 一般診療所として調査対象となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計額がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】
フリーダイヤル 0120-00-0000
フリーダイヤルFAX 0120-xxxx-xxxx
受付時間 平日 ΔΔ:ΔΔ~ΔΔ:ΔΔ

○ この調査票は、特に示してあるもの以外は、平成21年6月30日現在の事実について記入してください。

2 主たる診療科目	<p>注：補修する診療科目のうち、主たる診療科目について、以下の番号を記入してください。該当する診療科目がない場合は、<u>最も多い可能な最近の診療科目を記入してください。</u></p> <p>ただし、麻酔科については、麻酔科の広告許可を受けている者のいる施設に限ります。</p> <p>なお、主たる診療科目の考え方の優先順位は、①科目別患者数が多いもの、②院長又は常勤医師（非常勤医師のみのときは管理医師）の主たる専門科目、③院長が主たる診療科目として判断するものとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>(診療科目)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>01 内科</td> <td>02 呼吸器内科</td> <td>03 循環器内科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>04 消化器内科(肝胆内科)</td> <td>05 腎臓内科</td> <td>06 神経内科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>07 泌尿器内科(泌尿内科)</td> <td>08 血液内科</td> <td>09 皮膚科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 アレルギー科</td> <td>11 リウマチ科</td> <td>12 感染症内科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 小児科</td> <td>14 精神科</td> <td>15 心療内科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 外科</td> <td>17 呼吸器外科</td> <td>18 麻酔科(麻酔科)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19 乳腺外科</td> <td>20 気管食道外科</td> <td>21 消化器外科(肝胆外科)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 泌尿器科</td> <td>23 肛門外科</td> <td>24 脳神経外科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 整形外科</td> <td>26 形成外科</td> <td>27 美容外科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28 眼科</td> <td>29 耳鼻いんこう科</td> <td>30 小児外科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31 産婦人科</td> <td>32 産科</td> <td>33 婦人科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>34 リハビリテーション科</td> <td>35 放射線科</td> <td>36 麻酔科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>37 病理診断科</td> <td>38 臨床検査科</td> <td>39 救急科</td> <td></td> </tr> </table>	(診療科目)				01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科		04 消化器内科(肝胆内科)	05 腎臓内科	06 神経内科		07 泌尿器内科(泌尿内科)	08 血液内科	09 皮膚科		10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科		13 小児科	14 精神科	15 心療内科		16 外科	17 呼吸器外科	18 麻酔科(麻酔科)		19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(肝胆外科)		22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科		25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科		28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科		31 産婦人科	32 産科	33 婦人科		34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科		37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科	
(診療科目)																																																									
01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科																																																							
04 消化器内科(肝胆内科)	05 腎臓内科	06 神経内科																																																							
07 泌尿器内科(泌尿内科)	08 血液内科	09 皮膚科																																																							
10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科																																																							
13 小児科	14 精神科	15 心療内科																																																							
16 外科	17 呼吸器外科	18 麻酔科(麻酔科)																																																							
19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(肝胆外科)																																																							
22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科																																																							
25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科																																																							
28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科																																																							
31 産婦人科	32 産科	33 婦人科																																																							
34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科																																																							
37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科																																																							
3 病床の状況(有床診療所のみ)	許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を記入してください。																																																								
4 処方の状況	平成21年6月1日から6月30日の期間内の処方せん料の算定(院外処方)の回数及び処方料の算定(院内処方)の回数を記入してください。																																																								
5 直近の事業年(度)	平成21年3月末までに終了した直近の事業年(度)を記入してください。なお、今後、直近の事業年(度)とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。 個人立診療所については、記入の必要はありません。																																																								

「第2 損益」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、特に示してあるもの以外は、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に提供した医療及び介護に関連するすべての収益(支払基金・国保連等)に請求中の未収分を含むと、これに対応するすべての費用(未払分を含む)を記入してください。
ただし、家計分は含めなくてください。
- 「直近の事業年(度)」の欄の記入にあたっては、当該年(度)の損益計算書(収支決算書)の数字を基礎としてください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っていた場合でも、当該診療所のみを推計して記入してください。

1 医業収益 【調査票①~⑩欄】	
1 入院診療収益 【調査票①~③欄】 【調査票⑨~⑩欄】	
(1) 保険診療収益 (患者負担含む) 【調査票① ⑨欄】	入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、福祉予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
(2) 公費等診療収益 【調査票② ⑩欄】	公費医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
(3) その他の診療収益 【調査票③ ⑩欄】	自費診療、特別メニューの食事、特別の療養環境収益(特別室の特別料金徴収額)などの金額を記入してください。
2 外来診療収益 【調査票④~⑥欄】 【調査票⑩~⑪欄】	
(1) 保険診療収益 (患者負担含む) 【調査票④ ⑩欄】	外来(往診を含む)患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、福祉予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
(2) 公費等診療収益 【調査票⑤ ⑩欄】	公費医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
(3) その他の診療収益 【調査票⑥ ⑩欄】	外来患者の医療に係る収益で、自費診療などの金額を記入してください。
3 その他の医業収益 【調査票⑦ ⑩欄】	次の(1)~(3)までの収益の合計額を記入してください。

- (1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種検診等

の公衆衛生・地域医療活動などによる収益

- 学校医・産業医の手当などを年払い、期払いなどの形態で受給している場合、平成21年6月分については、直近の事業年(度)の受益額(税込)の1/1.2の額を記入してください。
 - (2) 医師会病院からの滞り金、受託検査収益、臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、生命保険の審査料、文書料(診断書料)、各種手数料などによる収益
 - (3) その他の収益
 - ① 有価証券売却益、患者外給食収益、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書の文書料などによる収益
 - ② 受取利息、配当金、補助金(直近の事業年(度)において、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの)、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などによる収益
 - 保険等査定額については、直近の事業年(度)実績及びその1/1.2の額を、この欄から減算し調整してください。
 - II 介護収益
【調査票⑦~⑧欄】
 - 1 施設サービス収益
【調査票⑧ ⑩欄】
 - 2 居宅サービス収益
【調査票⑨ ⑩欄】
 - (うち)短期入所療養介護
【調査票⑨ ⑩欄】
 - 3 その他の介護収益
【調査票⑩ ⑩欄】
 - III 医業・介護費用
【調査票⑪~⑫欄】
 - 1 給与費
【調査票⑪欄】
- 施設サービスに係る収益(短期入所療養介護を除く)で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。
また、特別な栄養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
- 居宅サービスに係る収益(短期入所療養介護を含む)で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。
また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
- 上記居宅サービス収益のうち、「短期入所療養介護」による収益の金額を記入してください。
- 文書料など上記の科目に属さない介護収益について記入してください。
- 保険等査定額については、直近の事業年(度)実績及びその1/1.2の額を、この欄から減算し調整してください。
- 「I 医業収益」及び「II 介護収益」に引当る費用の額を記入してください。
- 「第3 給与」⑪欄の金額を記入してください。
平成21年6月分については、記入の必要はありません。

2 医薬品費 【調査票②③④⑤⑥⑦】	<p>費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。</p> <p>医薬品費とは、投薬用品、外用薬、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤などの費用額をいいます。</p> <p>費消診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。</p> <p>(注) 円未満は四捨五入してください。</p> <p>(1) 平成21年6月分</p> <p>(a) 月次決算で医薬品のたな卸（純増たな卸を含む）を実施している場合</p> <p>5月または前年6月医薬品購入額 - 6月または前年6月</p> <p>(b) ①以外の診療所において、年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合</p> $\frac{\text{6月分診療取崩} \times \text{直近の事業年（度）の医薬品費}}{\text{直近の事業年（度）の診療収益}}$ <p>(c) ①②に該当しない場合</p> <p>直近の事業年（度）の医薬品購入額の1/12の額</p> <p>(2) 直近の事業年（度）分</p> <p>(a) 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合</p> <p>直近の事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額</p> <p>(b) ①に該当しない場合</p> <p>直近の事業年（度）の医薬品購入額</p>
3 材料費 【調査票②③④⑤⑥⑦】	<p>費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。</p> <p>(1) 診療材料費</p> <p>レントゲンフィルム、酸素、ボブス粉、包帯、ガーゼ、総合糸、水など1回ごとに消費するものの費用額</p> <p>(2) 医療消耗器具備品費</p> <p>注射針・筒、ゴム管、体温計、シヤール、聴診器、血圧計、電子秤などの診療用具、食器、ざる、食器、鍋などの患者給食用具で使用を開始したものの費用額（払出額）</p> <p>なお、算出方法は上記「2 医薬品費」に準じてください。</p> <p>(うち)給食用材料費 【調査票②③④⑤⑥⑦】</p> <p>費消した患者給食のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。</p>
4 委託費	<p>検査、給食、医療用廃棄物、診療事務、器具、設備、清掃、経理、等</p>

【調査票②③④⑤⑥⑦】	<p>備、各種器具保守などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。</p> <p>年間委託の場合、平成21年6月分については、契約額の1/12の額を記入してください。</p>
5 減価償却費 【調査票②③④⑤⑥⑦】	<p>帳簿申告などのために作成した直近の事業年（度）の減価償却費（収支決算書）の額を記入してください。</p> <p>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</p> <p>減価償却費などを作成していないため、減価償却費の直近の事業年（度）実績がない診療所は、別添の「補助簿（減価償却資産調記入簿）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。</p> <p>この場合、「減価償却費」及び「医薬・介護費用合計」の額は未記入のままとしてください。</p>
(うち)建物減価償却費 【調査票②③④⑤⑥⑦】	<p>建物の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。</p> <p>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</p>
(うち)医療機器減価償却費 【調査票②③④⑤⑥⑦】	<p>医療機器の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。</p> <p>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</p>
6 その他の医薬・介護費用 【調査票②③④⑤⑥⑦】 【調査票①②③④⑤⑥⑦】	<p>支払又は費消した金額を記入してください。</p> <p>「その他の医薬・介護費用」に該当する費目は、「参考資料」(Q)を参考にし、その合計額を記入してください。</p>
(うち)土地賃借料 【調査票②③④⑤⑥⑦】	<p>土地賃借料の金額を記入してください。</p>
(うち)支払利息 【調査票②③④⑤⑥⑦】	<p>金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、直近の事業年（度）実績を記入してください。</p> <p>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</p>

「第3 給与」の記入要領 (調査票⑧頁)

- この調査票は、平成21年6月及び直近の事業年（度）の常勤職員に係る給与支払額などについて記入してください。
- 個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額を記入してください。

常勤職員 【調査票⑧⑨⑩⑪⑫⑬】	<p>常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者といえます。</p>
1 給料 【調査票⑧⑨⑩⑪⑫⑬】	<p>平成21年6月及び直近の事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。</p> <p>個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。</p>
人 員 【調査票⑧⑨⑩⑪⑫⑬】 【調査票②③④⑤⑥⑦】	<p>平成21年6月及び直近の事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。</p> <p>個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。</p>
給 料 【調査票⑧⑨⑩⑪⑫⑬】 【調査票②③④⑤⑥⑦】	<p>平成21年6月及び直近の事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の職種区分毎の総額を記入してください。</p> <p>個人立診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。</p> <p>給料（本俸又はこれに相当するもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。</p> <p>また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。</p> <p>なお、年俸制を採用されている者については、平成21年6月現在の年俸の1/12の額を平成21年6月に支給した給与相当額を含む給与及び直近の事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した既手当とを合計した額を記入してください。</p>
院 長	<p>個人立診療所の開設者でない院長、個人立診療所以外の院長について記入してください。</p> <p>個人立診療所の開設者である院長は、「人 員」、「給料」及び「給与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。</p>
客 員 職 員	<p>保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。</p>
看護補助職員	<p>看護師、准看護師などの資格を有さない看護補助者（介護者）をいいます。</p>
医療技術員	<p>診療放射線技師、臨床検査技師、宗教学士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療にかかわる専門技術員をいいます。</p>
技術事務員・事務員	<p>電気、水道、ボイラー業務など上記に該当しない技術員・補助員、事務員をいいます。</p>

役 員	<p>医療法人立などの診療所の理事長、理事、監事等で主として役員としての業務に従事している者をいいます。</p> <p>理事（長）、副院長の場合は「院長」、理事兼事務長の場合は「事務総長」の欄に記入してください。</p>
II 給与 【調査票⑧⑨⑩⑪⑫⑬】	<p>常勤職員に支給した給与、期末手当等の一時金をいいます。</p> <p>使用人兼務役員に対する給与は含まれますが、専従役員に対する役員給与は計上しないでください。</p> <p>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</p>
人 員 【調査票⑧⑨⑩⑪⑫⑬】	<p>直近の事業年（度）に給与、期末手当等の一時金を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。</p> <p>個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給した者についても、この欄に含めて記入してください。</p>
賃 与 【調査票⑧⑨⑩⑪⑫⑬】	<p>直近の事業年（度）に常勤職員に支給した給与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。</p> <p>個人立診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。</p>
III 給与等の内訳 【調査票⑧⑨⑩⑪⑫⑬】	<p>非常勤職員給料 【調査票⑧⑨⑩⑪⑫⑬】</p> <p>平成21年6月及び直近の事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入してください。</p> <p>給与支給額 【調査票⑧⑨⑩⑪⑫⑬】</p> <p>直近の事業年（度）に職員（非常勤職員を含む）に支給した給与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。</p> <p>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</p> <p>使用人兼務役員に対する役員給与は計上しないでください。</p>
退職給付費用 【調査票⑧⑨⑩⑪⑫⑬】	<p>直近の事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。</p> <p>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</p>
法定福利費 【調査票⑧⑨⑩⑪⑫⑬】	<p>法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。</p> <p>(1) 平成21年6月及び直近の事業年（度）に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額</p> <p>(2) 直近の事業年（度）に支給した給与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額及びその1/12の額</p> <p>(3) 直近の事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額及びその1/12の額</p>
給与費等の合計 【調査票⑧⑨⑩⑪⑫⑬】	<p>この欄の金額は「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入してください。</p>

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表(資産負債両面)」を根拠として提出した個人立診療所及び個人立以外の診療所(医療法人立診療所など)のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、個人立診療所は平成20年12月31日現在、個人立以外の診療所は直近の事業年(度)の貸借対照表の数字を基盤としてください。
- 2つ以上の診療所の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面談、従事者数の割合など、調査対象となった診療所分の業態を最も適切に反映していると思われる係数を基盤として推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 【調査票①欄】	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 【調査票②欄】	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 【調査票③欄】	創業費(法人の設立登記までに出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用)、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 【調査票④欄】	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 【調査票⑤欄】	地方債(企業債を含む)及び公債、事業債、銀行などからの借入金並びに一般会社、本支店、他会計からの借入金のうち期間が1年を超えるもの、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の事業年(度)の金額を記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課等(直近の事業年(度)の年額)」	
租税公課 【調査票①欄】	次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。 (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(医師会費など)、賦課金
損害保険料 【調査票②欄】	火災保険料、病院賠償責任保険料(損害保険会社に直接支払う保険料)、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。 なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。
寄付金 【調査票③欄】	金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の総額を記入してください。
「通勤手当(直近の事業年(度)の年額)」	通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

その他の医療・介護費用

「その他の医療・介護費用」について (調査票〇頁)

- 「第2 損益」の「III 医療・介護費用」において「6 その他の医療・介護費用」に含まれる科目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に支払(未払分を含む)又は費消した金額の合計額を記入してください。
- なお、*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年(度)実績の1/12の額としてください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び経費に際して一定の基準により支給される金品などの現物給付
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	* 従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通信費	電話料、電報料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車両費	乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会議費	運営委員会など院内管理のための会議の費用
光熱水費	* 電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修繕費	* 有形固定資産に損傷、腐蝕、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用(固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能力、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。)
賃借料	* 設備、器械の使用料などの費用(リース料・レンタル料)。ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
(うち)土地賃借料	* 土地の賃借料
(うち)建物賃借料	建物の賃借料

(うち)医療機器賃借料	医療機器の賃借料
損害保険料	* 火災保険料、医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交際費	* 接待費及び経費など交際に関する費用
諸会費	* 各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租税公課	* (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(医師会費など)、賦課金
研究研修費	* 研究材料の費用、研究研修用図書、学会への参加旅費などの費用
支払利息	* 短期借入金、長期借入金の支払利息
雑費	寄付金など上記の科目に属さない費用など

平成21年6月 医療経済実態調査

歯科診療所調査票 記入要領



厚生労働省
中央社会保険医療協議会

I 調査の概要

- 1 調査の目的
病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。
- 2 調査の対象及び客体
(1) 調査の対象
社会保険による診療を行っている全国の歯科診療所を対象とします。ただし、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、船内に設置される歯科診療所及び夜間歯科診療所等は除外します。
(2) 調査の客体
調査対象となる歯科診療所を、院外処方の有無、地域別及び常勤の歯科医師数別に層化し、それぞれ無作為に1/50を抽出して客体を選定します。
- 3 調査の主体
中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。
- 4 調査の時期
平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）について実施します。
- 5 調査票の種類
(1) 第1 基本データ
(2) 第2 損益
(3) 第3 給与
(4) 第4 資産・負債
(5) 第5 租税公課等
- 6 調査の方法
医療機関の管理者が記入します。
- 7 調査票の提出期限
調査票は、平成21年7月〇日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医政課内 中央社会保険医療協議会 宛

II 調査についての注意事項

- 1 一般的事項
(1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
(2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医薬と薬計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医薬に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
(3) 本院、分院等の関係にあって、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
(4) 歯科診療所として調査客体となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の裏紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。
- 2 調査票の記入
(1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
(2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
(3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
(4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】
フリーダイヤル 0120-00-0000
フリーダイヤルFAX 0120-XXXX-XXXX
受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

「第1 基本データ」の記入要領（調査票〇頁）

- 〇 この調査票は、特に示してあるもの以外は、平成21年6月30日現在の事実について記入してください。
- 2 ユニット数
設置されているユニット数を記入してください。
- 3 処方の状況
平成21年6月1日から6月30日の期間内の処方せん科の算定（院外処方）の回数及び処方科の算定（院内処方）の回数を記入してください。
- 4 直近の事業年（度）
平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）を記入してください。なお、今後、直近の事業年（度）とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。
個人立歯科診療所については、記入の必要はありません。

「第2 損益」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票には、特に示してあるもの他は、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に帰属した収益及び介護に關連するすべての収益(支払基金・借入金等)に請求中の未収分を含む)と、これに対応するすべての費用(未払分を含む)を記入してください。ただし、累計分は含めなくてください。
- 「直近の事業年(度)」の概の記入にあたっては、当該年(度)の損益計算書(収支決算書)の数字を基礎としてください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該歯科診療所のみを記載して記入してください。
- I 医業収益
【調査票①～④編】
- 1 保険診療収益
【調査票① ④編】
健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
- 2 労災等診療収益
【調査票② ④編】
労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
- 3 その他の診療収益
【調査票③ ④編】
自費診療、社会・国保・公費による前借の借入修費及び金庫床総義歯における差額収益などの金額を記入してください。
- 4 その他の医業収益
【調査票④ ④編】
次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。
- (1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収益
学校医・産業医の手当などを年払い、期払いなどの形態で受給している場合、平成21年6月分については、直近の事業年(度)の受給額(税込)の1/12の額を記入してください。
- (2) 臨時に他の医療機関を手伝って得た診療委託料、文書料(診断書料)、各種手数料などによる収益
- (3) その他の収益
① 有価証券売却益などによる収益
② 貸付利息、配当金、補助金(直近の事業年(度)において国、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの)、退職給付引当金、徴収不能引当金などの繰引当金の戻入額などによる収益
- 保険等査定減については、直近の事業年(度)実績及びその1/12の額を、この欄で減算し調整してください。

- II 介護収益
【調査票⑤～⑥編】
直科診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。
- 1 居宅サービス収益
【調査票⑤ ⑥編】
居宅サービスに係る収益で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。
- 2 その他の介護収益
【調査票⑤ ⑥編】
上記の科目に属さない介護収益について記入してください。
保険等査定減については、直近の事業年(度)実績及びその1/12の額を、この欄から減算し調整してください。
- III 医業・介護費用
【調査票⑦～⑧編】
- 1 給与費
【調査票⑦編】
「第3 給与」の⑥の欄の金額を記入してください。
平成21年6月分については、記入の必要はありません。
- 2 医薬品費
【調査票⑧ ⑧編】
費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。
医薬品費とは、投薬用医薬品、外用薬、歯科用医薬品、注射用医薬品、試薬、遠隔測定などの資消費をいいます。
歯科診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。
(注) 円未満は四捨五入してください。
- (1) 平成21年6月分
① 月次決算で医薬品のたな卸(帳簿たな卸を含む)を実施している場合
5月末たな卸高+6月医薬品購入費-6月末たな卸高
② ①以外の歯科診療所において、年次決算で損益計算書(収支決算書)を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合
直近の事業年(度)の医薬品費
6月分診療収益×
直近の事業年(度)の診療収益
③ ①②に該当しない場合
直近の事業年(度)の医薬品購入額の1/12の額
- (2) 直近の事業年(度)分
① 年次決算で損益計算書(収支決算書)を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合
直近の事業年(度)の損益計算書(収支決算書)の金額
② ①に該当しない場合
直近の事業年(度)の医薬品購入額
- 3 歯科材料費
費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入し

【調査票⑨～⑫編】

- してください。
- (1) 歯科材料費
歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用合着・接着材料などの費消額
- (2) 診療材料費
レントゲンフィルム、酸液、印象材、石膏など1回ごとに消費するものの費消額
- (3) 医療消耗器具備品費
注射針・筒、バー、鉗子類などの診療用具で使用を開始したものの費消額(払出額)
- なお、算出方法は上記「2 医薬品費」に準じてください。
- 4 委託費
【調査票⑨ ⑫編】
歯科技工、医療用廃棄物、医療事務、清掃、経理、各種器械保守などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。
年間委託の場合、平成21年6月分については、契約額の1/12の額を記入してください。
- 5 減価償却費
【調査票⑩～⑫編】
税務申告などのために作成した直近の事業年(度)の損益計算書(収支決算書)の額を記入してください。
平成21年6月分については、記入の必要はありません。
損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の事業年(度)実績がない歯科診療所は、別添の「補助費(減価償却資産調記入票)」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。
この場合「減価償却費」及び「医業・介護費用合計」の欄は未記入のままとしてください。
- (うち)建物減価償却費
【調査票⑩編】
建物の減価償却費で、直近の事業年(度)実績を記入してください。
平成21年6月分については、記入の必要はありません。
- (うち)医療機器減価償却費
【調査票⑪編】
医療機器の減価償却費で、直近の事業年(度)実績を記入してください。
平成21年6月分については、記入の必要はありません。
- 6 その他の医業・介護費用
【調査票⑪ ⑫編】
支払又は費消した金額を記入してください。
「その他の医業・介護費用」に該当する科目は、「参考資料」(O頁)を参考にし、その合計額を記入してください。
- (うち)土地賃借料
【調査票⑫ ⑫編】
土地賃借料の金額を記入してください。
- (うち)支払利息
【調査票⑬編】
金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、直近の事業年(度)実績を記入してください。
平成21年6月分については、記入の必要はありません。

「第3 給与」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、平成21年6月及び直近の事業年(度)の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額を記入してください。
- 常勤職員
【調査票①～⑤編】
常勤職員とは、その施設で定められた就業時間すべて勤務する者をいいます。
- I 給料
【調査票①～⑤編】
- 人 員
【調査票①～⑤編】
平成21年6月及び直近の事業年(度)に給与を支給した常勤職員の述べ人数について、職種区分毎に述べ人数を記入してください。
個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。
- 給 料
【調査票⑥～⑤編】
平成21年6月及び直近の事業年(度)に常勤職員に支給した現金給与(税込)の総額を記入してください。
個人立歯科診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。
給料(本俸又はこれに準ずるもの)には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、喪付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。
また、職員のうち保健師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。
なお、年俸制を適用されている者については、平成21年6月現在の年俸の1/12の額と平成21年6月に支給した諸手当とを合算した額及び直近の事業年(度)の年俸と当該年(度)に支給した諸手当とを合算した額を記入してください。
- 院 長
個人立歯科診療所の開設者でない院長、個人立歯科診療所以外の院長について記入してください。
個人立歯科診療所の開設者である院長は、「人員」・「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。
- 役 員
医療法人立などの歯科診療所の理事長、理事、監事、院長で主として役員としての業務に従事している者をいいます。
理事(長)兼院長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。
- II 賞与
【調査票⑥～⑤編】
常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金をいいます。
使用人兼役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
平成21年6月分については、記入の必要はありません。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票〇頁)

人員 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	直近の事業年(度)に賞与、期末手当等の一時金を支給した労働職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 個人立借付診療所で、青色事業専従者として賞与を支給した者について、この欄に含めて記入してください。
賞与 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	直近の事業年(度)に労働職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額区分毎の総額を記入してください。 個人立借付診療所で、青色事業専従者として賞与を支給した者についても、この欄に含めて記入してください。
III 給与等の内訳 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	
非常勤職員給料 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	平成21年6月及び直近の事業年(度)に非常勤職員に対する支給した基本給与額(俸給)の総額を記入してください。
賞与支給額 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	直近の事業年(度)に職員(非常勤職員を含む)に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専任役員に対する賞与は計上しないでください。
退職給付費用 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	直近の事業年(度)に支給した退職金の総額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
法定福利費 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) 平成21年6月及び直近の事業年(度)に支給した給付に係る厚生保険料、年金保険料及び児童手当費等当職員の事業主負担額 (2) 直近の事業年(度)に支給した賞与に係る厚生保険料、年金保険料及び児童手当費等当職員の事業主負担額及びその1/12の額 (3) 直近の事業年(度)に支払った労働保険料(雇用保険、労災保険)の事業主負担額及びその1/12の額
給与等の合計 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	この欄の金額を「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入してください。

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を添付票に提出した個人立借付診療所及び個人立以外の歯科診療所(医療法人立歯科診療所など)のみ記入してください。
 - 調査票の記入にあたっては、個人立借付診療所は平成20年12月31日現在、個人立以外の歯科診療所に直近の事業年(度)の貸借対照表の数字を基礎としてください。
 - 2つ以上の診療所の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面積、延床面積の割合など、調査対象となった診療所の実態を最も適切に反映していると思われる低数を基に併せて記入してください。
 - 介護保険事業を実施している場合には、医師確保分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。
- | | |
|---|--|
| I 流動資産
【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】 | 現金及び預金、經常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。 |
| II 固定資産
【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】 | 建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。 |
| III 繰延資産
【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】 | 創業費(法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開業準備のための費用)、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。 |
| IV 延勤負債
【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】 | 經常的な活動によって生じた賞与金、支払手形等の債務及びその総額が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。 |
| V 固定負債
【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】 | 長期借入金、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。 |

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、特に示してあるもの以外は、直近の事業年(度)の金額を記入してください。
 - 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。
- | | |
|--|---|
| 「租税公課等(直近の事業年(度)の年額)」 | |
| 租税公課
【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】 | 次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。
(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(歯科医師会費など)、賦課金 |
| 損害保険料
【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】 | 火災保険料、歯科医師賠償責任保険料(損害保険会社に直接支払う保険料)、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。
なお、歯科医師賠償責任保険料が歯科医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に歯科医師会費として計上してください。 |
| 寄付金
【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】 | 金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。 |
| 「通勤手当(直近の事業年(度)の年額)」 | 通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。 |

「その他の医療・介護費用」

「その他の医療・介護費用」について (調査票〇頁)

- 「第2 損益」の「III 医療・介護費用」において「6 その他の医療・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に支払(未払分を含む)又は費消した金額の合計額を記入してください。
- なお、*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年(度)実績の1/12の額としてください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 審議室、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の検免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に応じて一定の基準により支給される金品などの現物給付
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
服装被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通信費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費	カルテ、検査依頼、全社伝票など業務用・事務用の用紙、帳簿、電帳、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など価値低額を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車両費	乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会議費	運営委員会など院内管理のための会議の費用
光熱水費	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修繕費	有形固定資産に附帯、附随、消耗などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用(固定資産の耐用年数の経費又は当該資産の耐用年数、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。)
賃借料	設備、器械の借用料などの費用(リース料・レンタル料)。ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
(うち)土地賃借料	土地の賃借料
(うち)建物賃借料	建物、部屋の賃借料

(うち)医療機器賃借料	医療機器の賃借料
損害保険料	* 火災保険料、歯科医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交際費	* 接待費及び慶弔など交際に関する費用
諸会費	* 各種任意団体に対する会費、分限金などの費用
租税公課	* (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上根拠に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（歯科医師会費など）、課税金
研究研修費*	* 研究材料の費用、研究研修用図書の新入費、学会への参加旅費などの費用
支払利息	* 短期借入金、長期借入金の支払利息
雑費	寄付金など上記の科目に属さない費用など

平成21年6月 医療経済実態調査

保険薬局調査票 記入要領

医療経済実態調査（保険薬局調査票）

1 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医薬経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

保険調剤を行っている全国の保険薬局のうち、1か月の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の薬局を対象とします。

(2) 調査の客体

調査対象となる保険薬局を、地域別及び開設者別に層化し、それぞれ無作為に1/25を抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 収益
- (3) 第3 経理・負債
- (4) 第3 租税公課等

6 調査の方法

保険薬局の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成21年7月〇日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区森が関1-2-2 中央会同庁舎5号館
厚生労働省保険薬局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛



厚生労働省

中央社会保険医療協議会

II 調査についての注意事項

- 1 一般的な事項
 - (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や業務調査のための資料として使用することは絶対にありません。また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
 - (2) この調査は、薬局の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、薬局と診科とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して薬局に利用される部分のみをできるだけ正確に把握し、記入してください。
 - (3) 本店、支店等の関係において、会計が包括になっているような場合には、それぞれの取り、貸借等々等により按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
 - (4) 保険薬局として調査客体となったが、併・廃した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。
- 2 調査票の記入
 - (1) 数字を記入する欄が有の場合には「0」を必ず記入してください。
 - (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
 - (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて打消し、正しいものを記入してください。
 - (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ 不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】
 フリーダイヤル 0120-00-0000
 フリーダイヤル FAX 0120-xx-xxxx
 受付時間 平日 △△:△△～△△:△△

- 〇 この調査票は、特に示してあるものほかは、平成21年6月30日現在の事実について記入してください。
- 2 保険調剤の状況 (調査票①～④欄)
 - 平成21年6月1日から6月30日の期間内の保険調剤の状況について記入してください。
 - 処方せん枚数 (調査票②欄)
 - 調剤した処方せんの枚数を記入してください。
 - (うち) 後発医薬品を調剤した処方せん枚数 (調査票③欄)
 - 後発医薬品を調剤した処方せんの枚数を記入してください。
 - 調剤した全ての医薬品の数量 (薬価基準の規格単位ベース) のうち、後発医薬品の占める割合を記入してください。

$$\frac{\text{調剤した全ての医薬品の数量 (薬価基準の規格単位ベース)}}{\text{調剤した全ての医薬品の数量 (薬価基準の規格単位ベース)}} \times 100$$
 (注) 小数点第2位を四捨五入してください。
- 3 調剤用医薬品目数 (薬価基準収付品目) (調査票⑤～⑥欄)
 - 平成21年6月30日現在において備蓄している調剤用医薬品 (内用薬、外用薬、注射薬) の品目数及びそのうちの後発医薬品目数を記入してください。
- 4 従業者の状況 (調査票⑦～⑩欄)
 - 常勤職員
 - 平成21年6月30日24時現在の在籍者で、給与の支給を受けている常勤職員 (青色事業専従者を含む) を「薬剤師」、「事務職員」、「その他の職員」に区分して記入してください。
 - 常勤職員とは、その施設で定められた就業時間を全て勤務する者をいいます。
 - 薬剤師
 - 個人薬局の場合、調剤者本人を除いた薬剤師の人数を記入してください。
- 5 直近の事業年 (度)
 - 平成21年3月末までに終了した直近の事業年 (度) を記入してください。なお、今後、直近の事業年 (度) とあるものについては、ここで記入した期間になります。

「第2 損益」の記入要領 (調査票〇頁)

- 〇 この調査票には、特に示してあるものほかは、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年 (度) の薬局事業に関連するすべての収益 (支払基金：国庫連立に請求中の未収分を含む) と、これに対応するすべての費用 (未払分を含む) を記入してください。ただし、家計分は含めしないでください。
- 〇 「直近の事業年 (度)」の欄の記入にあたっては、当該年 (度) の損益計算書 (収支決算書) の数字を基礎としてください。
- 〇 本店・支店を包括して経営を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経営を行っている場合でも、当該保険薬局のみを推計して記入してください。

- I 収益 (調査票①～⑩欄)
 - 1 保険調剤収益 (患者負担含む) (調査票① ⑤欄)
 - 健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、精神予防法等の公費負担施設に係る支払基金・国庫連立等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
 - 2 公費等調剤収益 (調査票② ⑥欄)
 - 公費医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
 - 3 その他の薬局事業収益 (調査票③ ⑦欄)
 - 自費診療による調剤収益、一般用医薬品、化粧品、化粧品、雑貨等の販売収益などの金額を記入してください。また、受取利息、配当金、遺贈給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などの金額も、この欄に含めて記入してください。
 - 保険等査定費については、直近の事業年 (度) 実績及びその1/1.2の額を、この欄で減算し調整してください。
 - II 介受収益 (調査票⑧～⑩欄)
 - 1 居宅サービス収益 (調査票⑧ ⑩欄)
 - 居宅サービスに係る収益で、国庫連立等に対する請求金額及び租借者からの徴収金額の合計額を記入してください。
 - 2 その他の介受収益 (調査票⑨ ⑩欄)
 - 上記の科目に該当しない介受収益について記入してください。
 - 保険等査定費については、直近の事業年 (度) 実績及びその1/1.2の額を、この欄から減算し調整してください。
 - III 費用 (調査票⑪～⑬欄)
 - 1 給与費 (調査票⑪ ⑬欄)
 - 次の(1)～(4)までの金額の合計額を記入してください。
 - (1) 給与
 - 平成21年6月及び直近の事業年 (度) に給与 (非常勤職員及び青

- 色事業専従者を含む) に支給した現金給与類 (税込) の総額
- 給料 (本体又はこれに準ずるもの) には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、遊勤手当など職員に支給したすべてのものが含まれます。
- (2) 賞与
 - 直近の事業年 (度) に職員 (非常勤職員及び青色事業専従者を含む) に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額及びその1/1.2の額
- (3) 退職金
 - 直近の事業年 (度) に支給した退職金の総額及びその1/1.2の額
- (4) 法定福利費
 - 法令に基づいて支給した次の①～④までの費用の合計額
 - ① 平成21年6月及び直近の事業年 (度) に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金などの事業主負担額
 - ② 直近の事業年 (度) に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金などの事業主負担額 (実額) 及びその1/1.2の額
 - ③ 直近の事業年 (度) に支払った労働保険料 (雇用保険、労災保険) の事業主負担額 (実額) 及びその1/1.2の額
- 2 医薬品等費 (調査票⑭ ⑯欄)
 - ⑭ 医薬品等費
 - 償消した医薬品等について、実際の購入価格によって計上した額を記入してください。
 - 医薬品等費とは、調剤用医薬品、一般用医薬品、その他品目 (煙草、化粧品、雑貨等) の費消額をいいます。
 - 賞保除薬局の経営実態に応じ、下記のとおり算出してください。
 - (注1) 円未満は四捨五入してください。
 - (注2) 収益は、保険調剤収益 (患者負担分を含む)、公費等調剤収益、その他の薬局事業収益をいいます。
 - (注3) 調剤収益は、保険調剤収益 (患者負担を含む)、公費等調剤収益をいいます。
 - ⑯ 医薬品等費
 - ① 平成21年6月分
 - ① 月次決算で「医薬品等費」、「調剤用医薬品費」のたな卸 (燃付たな卸を含む) を実施している場合

$$5 \text{ 月末たな卸高} + 6 \text{ 月医薬品等購入額} - 6 \text{ 月末たな卸高}$$
 - ② ①以外の保険薬局で、年次決算で損益計算書 (収支決算書) を作成し、「医薬品等費」又は「調剤用医薬品費」を独立科目として表示している場合

$$\frac{\text{医薬品等費} = 6 \text{ 月分収益} \times \frac{\text{直近の事業年 (度) の医薬品等費}}{\text{直近の事業年 (度) の調剤用医薬品費}}}{\text{直近の事業年 (度) の調剤用医薬品費}} \times \text{直近の事業年 (度) の調剤用医薬品費}$$

「第3 資産・負債」の記入要領 (調査票〇頁)

- ③ ①②に該当しない場合
直近の事業年(度)の購入額×1/12
- (2) 直近の事業年(度)分
① 年次決算で損益計算書(収支決算書)を作成し、「医薬品等費」又は「調剤用医薬品費」を独立科目として表示している場合
直近の事業年(度)の損益計算書(収支決算書)の額
- ② ①に該当しない場合
直近の事業年(度)の購入額
- 3 委託費
【調査票⑳(2)欄】 委託した業務の対価としての費用を記入してください。
年間委託の場合、平成21年6月分については、契約額の1/12の額を記入してください。
- 4 減価償却費
【調査票㉑～㉒(3)欄】 税務申告などのために作成した直近の事業年(度)の損益計算書(収支決算書)の額を記入してください。
平成21年6月分については、記入の必要はありません。
損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の事業年(度)実績がない薬局は、別添の「補助簿(減価償却資産明細簿)」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。
この場合、「減価償却費」及び「費用合計」の額は未記入のままとしてください。
- (うち)建物減価償却費
【調査票㉑(1)欄】 建物の減価償却費で、直近の事業年(度)実績を記入してください。
平成21年6月分については、記入の必要はありません。
- (うち)調剤用機器減価償却費
【調査票㉑(2)欄】 調剤用機器の減価償却費で、直近の事業年(度)実績を記入してください。
平成21年6月分については、記入の必要はありません。
- 5 その他の経費
【調査票㉓～㉔(4)欄】 支払又は費消した金額を記入してください。
「その他の経費」に該当する費目は、「参考資料」(〇頁)を参考にし、その合計額を記入してください。
- (うち)土地賃借料
【調査票㉓(1)欄】 土地賃借料の金額を記入してください。
- (うち)利子割引料
【調査票㉓(2)欄】 銀行その他金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金の利息、受取手形の割引料などの金額を記入してください。

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を税務署に提出した個人薬局及び個人薬局以外の薬局のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、個人薬局は平成20年12月31日現在、個人薬局以外の薬局は直近の事業年(度)の貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の薬局の資産・負債が合計されて貸借対照表が作成されているような場合には、直轄、従事者数の割合など、調査対象となった薬局分の業態を最も適切に反映していると思われる係数を掛けて推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

- I 流動資産
【調査票①(1)欄】 現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるもの等の総額を記入してください。
- II 固定資産
【調査票②(1)欄】 建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
- III 繰延資産
【調査票③(1)欄】 創業費(法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用)、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
- IV 流動負債
【調査票④(1)欄】 経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
- V 固定負債
【調査票⑤(1)欄】 長期借入金、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

「第4 租税公課等」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の事業年(度)の金額を記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。
- 「租税公課等(直近の事業年(度)の年額)」
- 租税公課
【調査票①(1)欄】 次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。
(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(薬剤師会費など)、賦課金
- 損害保険料
【調査票②(1)欄】 火災保険料、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。
- 寄付金
【調査票③(1)欄】 金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。
- 「通勤手当(直近の事業年(度)の年額)」
- 通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

参考資料

「その他の経費」について (調査票〇頁)

- 「第2 損益」の「B 費用」において「5 その他の医薬・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に支払(未払分を含む)又は費消した金額の合計額を記入してください。
- なお、*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年(度)実績の1/12の額としてください。

- 福利厚生費 * 福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費(教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び庶用に係る一定の基準により支給される金品などの現物給与)
- 旅費交通費 業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
- 職員被服費 * 従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、作業衣などの費用
- 通信費 電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
- 消耗品費 会計伝票など薬局用・事務用の用紙、帳簿、磁球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
- 消耗器具備品費 事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としなもので1年を超えて使用できるものの費消額
- 車両費 業務用乗用車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
- 会議費 運営委員会など局内管理のための会議の費用
- 修繕費 * 有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用(固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。)
- 損害保険料 * 火災保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
- 交際費 * 接待費及び慶弔など交際に関する費用
- 購会費 * 各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
- 租税公課 * (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(薬剤師会費など)、賦課金
- 研究研修費 * 研究材料の費用、研究研修用図書購入費、学会への参加費などの

	費用
水道光熱費	* 電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
賃借料	* 設備、器械の使用料などの費用（リース料、レンタル料） ただし、土地賃借料、建物賃借料及び設備器械賃借料に属するものを除く。
(うち)土地賃借料	* 土地の賃借料
(うち)建物賃借料	* 建物、部屋の賃借料
(うち)設備器械賃借料	* 調剤用機器を含む設備器械の賃借料
広告宣伝費	機関誌、広報誌などの印刷製本費、電報広告等の広告宣伝に係る費用
借入金	* 金銭その他の資産を他に譲り、又は譲渡の供与をした場合の金額
利息引当	* 銀行その他金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金の利息、受取手形の割引料などを記入してください。